

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保稅蔵置場</p> <p>（貨物の収容能力の増減等の届出の手續）</p> <p>44-2 法第44条第 1 項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等の届出の手續については、次による。</p> <p>(1) 令第37条に規定する届出は、「貨物収容能力増減等の届」（C-3160）2通を税関に提出することにより行い、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保稅工場</p> <p>（同一の法人が許可を受けた保稅工場間における一貫作業の簡易手續）</p> <p>61の 4-6 同一の法人が許可を受けた保稅工場が税関の管轄を異にする 2 以上の場所にある場合において、これらの各工場間における作業工程が連結しており、一貫して保稅作業を必要とするときは、その保稅作業に係る外国貨物の各工場間の移送については、保稅運送の承認及び移送先の保稅工場における移入れの承認等の手續を必要とせず、工場側で作成した移送伝票により同一許可に係る保稅工場間の移送として取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>なお、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 貨物を発送した保稅工場においては、各月に発送した貨物の明細を一覧表として取りまとめ（移送伝票の写しを取りまとめ、これに総括表を付したもので差し支えない。）、税関に提出させる。</p> <p>(4) 発送貨物の明細表を受理した税関は、その写しを移送先である保稅工場を管轄する税関に送付する。</p> <p>(5) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保稅蔵置場</p> <p>（貨物の収容能力の増減等の届出の手續）</p> <p>44-2 （同左）</p> <p>(1) 令第37条に規定する届出は、「貨物収容能力増減等の届」（C-3160）2通（支署、出張所その他の官署に届け出る場合にあっては3通）を税関に提出することにより行い、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出人に交付する。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保稅工場</p> <p>（同一の法人が許可を受けた保稅工場間における一貫作業の簡易手續）</p> <p>61の 4-6 （同左）</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 貨物を発送した保稅工場においては、各月に発送した貨物の明細を一覧表として取りまとめ（移送伝票の写しを取りまとめ、これに総括表を付したもので差し支えない。）、その2通を税関に提出させる。</p> <p>(4) 発送貨物の明細表を受理した税関は、その1通を移送先である保稅工場を管轄する税関に送付する。</p> <p>(5) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（運送期間の延長の手続）</p> <p>63-12 運送期間の延長の手続は、「運送期間延長承認申請書」（C-4020）<u>2</u>通を提出させ、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつの上、承認書として申請者に、<u>運送期間延長承認申請書の写し</u>を運送先の所在地を管轄する税関官署に送付するものとする。また、貨物のある場所を管轄する税関において延長の承認をしたときは、<u>運送期間延長承認申請書の写し</u>をその保税運送を承認した税関に送付するものとする。</p> <p>なお、保税運送貨物が運送先に到着している事実が明らかな場合で、荷役待ちその他の事情から搬入等の事実が遅延したため数量の確認が遅れる場合においては、数量の確認後その保税運送貨物の到着した日に<u>遡って</u>貨物到着の処理を行うものとし、運送期間の延長手続を要しない。</p> <p>（輸出又は積戻し貨物の運送）</p> <p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、前記63-5の規定によることなく、当該貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 輸出又は積戻しの許可後の事情変更により、輸出許可書又は積戻し許可書記載の積込港以外の港に運送の<u>上</u>、積込みをすることとなった場合においては、その運送承認について新たな手続を要することなく上記(1)から(3)までに準じて処理する。この場合の運送承認月日は、便宜、その輸出許可の日として処理して差し支えない。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) 輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が運送先に到着後、事情の変更により、更に他港に運送の<u>上</u>、積み込むこととなった場合においては、新たな運送手続を要することなく、便宜、到着地税関において「船名、数量等変更申請書」（C-</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（運送期間の延長の手続）</p> <p>63-12 運送期間の延長の手続は、「運送期間延長承認申請書」（C-4020）<u>3</u>通を提出させ、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつの上、承認書として申請者に、<u>他の 1 通</u>を運送先の所在地を管轄する税関官署<u>あて</u>送付するものとする。また、貨物のある場所を管轄する税関において延長の承認をしたときは、<u>他の 1 通</u>をその保税運送を承認した税関に送付するものとする。</p> <p>なお、保税運送貨物が運送先に到着している事実が明らかな場合で、荷役待ちその他の事情から搬入等の事実が遅延したため数量の確認が遅れる場合においては、数量の確認後その保税運送貨物の到着した日に<u>さかのぼつて</u>貨物到着の処理を行うものとし、運送期間の延長手続を要しない。</p> <p>（輸出又は積戻し貨物の運送）</p> <p>63-16 （同左）</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 輸出又は積戻しの許可後の事情変更により、輸出許可書又は積戻し許可書記載の積込港以外の港に運送の<u>うえ</u>積込みをすることとなった場合においては、その運送承認について新たな手続を要することなく上記(1)から(3)までに準じて処理する。この場合の運送承認月日は、便宜、その輸出許可の日として処理して差し支えない。</p> <p>(5) （同左）</p> <p>(6) 輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が運送先に到着後、事情の変更により、更に他港に運送の<u>うえ</u>積み込むこととなった場合においては、新たな運送手続を要することなく、便宜、到着地税関において「船名、数量等変更申請書」（C-</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>5200) <u>1 通</u>に輸出許可書又は積戻し許可書を添付して提出することとし、船名変更の手續又は積込港変更の手續により処理するとともに、必要に応じ運送期間を延長し、変更後の積込港まで運送を認めて差し支えない。この場合においては、その申請書の<u>写し</u>を輸出又は積戻しの許可（運送の承認）をした税関に送付する。</p> <p>(7) 輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナ埠頭内又はコンテナ埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナ詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において「一貫保税運送」という。）として承認することとして差し支えない。この場合における<u>取扱い</u>は、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 一貫保税運送の承認を受けて運送された貨物が、当該承認に係るCFSへ到着後、事情の変更等により、他のCFSでコンテナ詰されることとなった場合には、便宜、「船名、数量等変更申請書」（C-5200）<u>1 通</u>に必要事項を記載させ、輸出許可書を添付して当該他のCFSを所轄する税関（以下この項において「到着地税関」という。）の通関部門に提出するものとする。なお、到着地税関の通関部門においてコンテナ詰場所の変更を認めた場合には、当該「船名、数量等変更申請書」の<u>写し</u>を輸出許可をした税関の通関部門へ送付するものとする。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>（包括保税運送の承認手続等）</p> <p>63-23 包括保税運送の承認手続等については、次による。</p> <p>(1) 包括保税運送の承認を受けようとする者は、「包括保税運送申告書」（C-4010）<u>2 通</u>を発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出する。</p> <p>(2) 包括保税運送の申告は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。 ただし、運送区間が前記63-22(2)ロ又はニに該当する運送について</p>	<p>5200) <u>2 通</u>に輸出許可書又は積戻し許可書を添付して提出することとし、船名変更の手續又は積込港変更の手續により処理するとともに、必要に応じ運送期間を延長し、変更後の積込港まで運送を認めて差し支えない。この場合においては、その申請書の<u>1 通</u>を輸出又は積戻しの許可（運送の承認）をした税関に送付する。</p> <p>(7) 輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナ埠頭内又はコンテナ埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナ詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において「一貫保税運送」という。）として承認することとして差し支えない。この場合における<u>取り扱い</u>は、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 一貫保税運送の承認を受けて運送された貨物が、当該承認に係るCFSへ到着後、事情の変更等により、他のCFSでコンテナ詰されることとなった場合には、便宜、「船名、数量等変更申請書」（C-5200）<u>2 通</u>に必要事項を記載させ、輸出許可書を添付して当該他のCFSを所轄する税関（以下この項において「到着地税関」という。）の通関部門に提出するものとする。なお、到着地税関の通関部門においてコンテナ詰場所の変更を認めた場合には、当該「船名、数量等変更申請書」<u>1 通</u>を輸出許可をした税関の通関部門へ送付するものとする。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>（包括保税運送の承認手続等）</p> <p>63-23 包括保税運送の承認手続等については、次による。</p> <p>(1) 包括保税運送の承認を受けようとする者は、「包括保税運送申告書」（C-4010）<u>3 通</u>を発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出する。</p> <p>(2) 包括保税運送の申告は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。 ただし、運送区間が前記63-22(2)ロ又はニに該当する運送について</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、発送地の保税地域又は岸壁ごとに 1 申告として差し支えない。</p> <p>(3) 発送地所轄税関官署は、包括保税運送の承認に際し、運送の期間を指定して、包括保税運送申告書に記入するものとし、その 1 通を保管し、1 通に承認印を押なつの上、運送承認書として申告者に交付するとともに、<u>包括保税運送申告書の写しを到着地所轄税関官署に送付するものとする。</u></p> <p>なお、運送期間経過により関税を徴収する場合の法第 4 条第 1 項第 5 号の規定の適用については、当該貨物の発送の時に承認があつたものとして取り扱うものとする。</p> <p>(4)～(8) （省略）</p> <p>（郵便物の保税運送の届出手続等）</p> <p>63の 9 - 1 郵便物（法第 30 条第 1 項第 3 号の特定郵便物を除く。以下この項及び 63 の 9 - 2 において同じ。）の保税運送の届出手続等については、次による。</p> <p>(1) 郵便物の保税運送の届出を行おうとする者は、「郵便物保税運送届出書」（C - 4015）<u>2 通</u>を発送地又は到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出する。この場合において、当該届出者は、届出日から 1 年以内に発送する郵便物の運送について一括して届け出ることができる。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 発送地又は到着地所轄税関官署は、郵便物保税運送届出書の受理に際し、その 1 通を保管し、1 通に受理印を押なつの上、届出受理書として届出者に<u>交付するとともに、郵便物保税運送届出書の写しを到着地又は発送地所轄税関官署に送付するものとする。</u></p> <p>(4)～(6) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p>	<p>は、発送地の保税地域又は岸壁ごとに 1 申告として差し支えない。<u>この場合、前記 63 - 22(2) ロ ただし書に該当するときは、上記(1)に規定する申告書の提出部数は、2 通に、到着地所轄税関官署の数に相当する部数を加えたものとする。</u></p> <p>(3) 発送地所轄税関官署は、包括保税運送の承認に際し、運送の期間を指定して、包括保税運送申告書に記入するものとし、その 1 通を保管し、1 通に承認印を押なつの上、運送承認書として申告者に交付し、<u>他の 1 通を到着地所轄税関官署に送付するものとする。</u></p> <p>なお、運送期間経過により関税を徴収する場合の法第 4 条第 5 号《課税物件の確定の時期》の規定の適用については、当該貨物の発送の時に承認があつたものとして取り扱うものとする。</p> <p>(4)～(8) （同左）</p> <p>（郵便物の保税運送の届出手続等）</p> <p>63の 9 - 1 （同左）</p> <p>(1) 郵便物の保税運送の届出を行おうとする者は、「郵便物保税運送届出書」（C - 4015）<u>3 通</u>を発送地又は到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出する。この場合において、当該届出者は、届出日から 1 年以内に発送する郵便物の運送について一括して届け出ることができる。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 発送地又は到着地所轄税関官署は、郵便物保税運送届出書の受理に際し、その 1 通を保管し、1 通に受理印を押なつの上、届出受理書として届出者に<u>手交し、他の 1 通を到着地又は発送地所轄税関官署に送付するものとする。</u></p> <p>(4)～(6) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="501 288 788 316">第 3 節 一般輸入通関</p> <p data-bbox="210 360 748 387">（原産地の虚偽表示等に関する用語の意義）</p> <p data-bbox="163 397 1122 459">71-3-1 法第71条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」、「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。</p> <p data-bbox="192 469 1122 715">(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、<u>その認定基準及び認定の具体的な方法は、原則として令第4条の2第4項、規則第1条の6及び第1条の7並びに前記68-3-5から68-3-7（ハ及びニに係る部分を除く。）までの規定を準用する。</u>ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。</p> <p data-bbox="217 724 1122 1054">この場合において規則第1条の7ただし書に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、<u>銲接</u>、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「〇〇（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、「assembled in 〇〇」、「組立〇〇」）を表示するものとする。）。</p> <p data-bbox="192 1064 344 1091">(2) （省略）</p> <p data-bbox="192 1101 1122 1235">(3) 「偽った表示」とは、貨物に原産地以外の国等において生産されたことを示す表示をいう（例えば、「Made in 〇〇」、「Produced in 〇〇」、「Fabricated in 〇〇」のように、貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の原産地を表わす文句とともに表示されている場合をいう。）。</p> <p data-bbox="217 1244 1122 1453">ただし、輸入貨物が部分品、容器、包装、ラベル等である場合において、当該部分品を材料として製造される物品、当該容器に入れられる物品、当該包装により包装される物品、当該ラベルが貼付される物品等の原産地が当該輸入貨物に表示され、当該原産地が当該輸入貨物の原産地と異なるときは、当該輸入貨物の輸入者（輸入の委託者を含む。）から必要に応じそのような用途に使用する旨の誓約書を提出さ</p>	<p data-bbox="1487 288 1774 316">第 3 節 一般輸入通関</p> <p data-bbox="1196 360 1733 387">（原産地の虚偽表示等に関する用語の意義）</p> <p data-bbox="1149 397 1420 424">71-3-1 （同左）</p> <p data-bbox="1178 469 2107 643">(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、原則として令第4条の2第4項の規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。</p> <p data-bbox="1202 724 2107 1046">この場合において規則第1条の7に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、<u>銲接</u>、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「〇〇（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、「assembled in 〇〇」、「組立〇〇」）を表示するものとする。）。</p> <p data-bbox="1178 1056 1330 1083">(2) （同左）</p> <p data-bbox="1178 1093 2107 1227">(3) 「偽った表示」とは、貨物に原産地以外の国等において生産されたことを示す表示をいう（例えば、「Made in 〇〇」、「Produced in 〇〇」、「Fabricated in 〇〇」のように、貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の原産地を表わす文句とともに表示されている場合をいう。）。</p> <p data-bbox="1202 1236 2107 1445">ただし、輸入貨物が部分品、容器、包装、ラベル等である場合において、当該部分品を材料として製造される物品、当該容器に入れられる物品、当該包装により包装される物品、当該ラベルが貼付される物品等の原産地が当該輸入貨物に表示され、当該原産地が当該輸入貨物の原産地と異なるときは、当該輸入貨物の輸入者（輸入の委託者を含む。）から必要に応じそのような用途に使用する旨の誓約書を提出さ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
せる等によりその用途を確認の <u>上</u> 、「原産地を偽った表示」に該当しないもの <u>として</u> 取り扱って差し支えない。 (4) （省略）	せる等によりその用途を確認の <u>うえ</u> 、「原産地を偽った表示」に該当しないもの <u>とし</u> 取り扱って差し支えない。 (4) （同左）